

建設工事等競争入札事務の取扱い

(目 的)

第 1 この取扱いは、小坂町が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、小坂町財務規則等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(入札執行者)

第 2 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、契約担当者又は契約担当者があらかじめ指定した者とする。

(一般競争入札の公告等)

第 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項については、契約担当者が定めるものとする。

2 契約担当者は、条件付き一般競争入札にあつては小坂町条件付き一般競争入札実施要綱の運用第 3 条関係及び小坂町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の運用第 3 条関係に掲げる事項を公告しなければならない。

(指名競争入札における指名等)

第 4 契約担当者は、小坂町建設工事入札制度実施要綱第 5 条に規定する建設業者等級格付名簿及び小坂町建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第 4 条に規定する資格者名簿に登載されている者の中から指名するものとする。

2 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記のうえ、指名競争入札に係る指名通知等を作成するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含み、事前公表する場合に限る。）
- (3) 関係書類閲覧場所
- (4) 現場説明の日時
- (5) 入札保証金
- (6) 入札及び開札の日時、場所
- (7) その他

(予定価格の事前公表)

第 4 の 2 請負対応額が 1 3 0 万円以上の建設工事の入札に付するものについては、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。

2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札及び条件付き一般競争 入札公告への予定価格の掲載
- (2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載又は当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格の記載した書面の閲覧等

第 4 の 3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2 予定価格の事前公表は、次に掲げる入札方式に応じ次に定める方法により行うものとする。

する。

- (1) 一般競争入札及び条件付き一般競争入札 入札公告への予定価格の掲載
- (2) 通常の指名競争入札 指名通知への予定価格の記載又は当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面の閲覧

(入札参加資格等の取消し)

第5 契約担当者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名競争入札執行通知書を確実な方法で行うものとし、これらの通知をした後、当該入札が執行されるまでの間に小坂町建設工事入札参加者指名停止基準に基づき指名停止された場合は、入札参加資格又は指名を取消すものとする。

(施工条件等の明示等)

第6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの（以下「大規模等建設工事」という。）については、現場説明を行うことができる。

2 前項の大規模等建設工事に係る現場説明は、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名競争入札執行通知書を行う前に行うものとする。

3 契約条件等は次の各号について、明示するものとする。

- (1) 前払金の有無
- (2) 契約保証金の納付の有無
- (3) 建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等
- (4) 議会の議決を要するものについては、仮契約の締結
- (5) 質疑応答期間の設定
- (6) その他特に必要な事項

(見積期間)

第7 建設工事の入札にあたっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。

2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができるものとする。

- (1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事等については1日以上
- (2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事等については10日以上
- (3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事等については15日以上

3 見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。

4 設計図書等に対する質問期日は、入札広告等を行った日の翌日から起算して5日以降の日とするものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は算入したいものとする。ただし、第2項ただし書の規定により見積期間を短縮する場合は、この限りではない。

(入札への参加者)

第 8 次の各号の一に該当する者を入札に参加させてはならない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
 - (2) 正常な入札の執行を防げる等の行為をなすおそれがある者
- (入札保証金)

第 9 入札執行者は、入札前に現金又は小坂町財務規則で定める有価証券をもって入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去 2 年の間に町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべてを誠実に履行したもののについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付するものとする。

3 入札保証金には、利子を付さないものとする。

(入札の場所)

第 10 入札は、町庁舎その他入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

(入札の準備)

第 11 入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の辞退)

第 12 指名競争入札において入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札執行者は当該入札参加者に対し、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出させるものとする。ただし、電子入札においては、書面によるほか、電子入札システムにより入札辞退を届出させることができる。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 1 号）を持参又は郵送により提出させること。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させること。

2 契約担当者は、入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

(入札の取止め等)

第 13 入札執行者は、入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取止めることができるものとする。

2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し又は取止めることができるものとする。

3 前 2 項の場合、入札執行者は入札取止め等の理由を明記した報告書を契約担当者又は委任者に提出しなければならない。ただし、入札期日を変えないものについては、この限りではない。

(入札の秩序)

第14 次の各号の一に該当する者は、入札執行の場所から退場させることができるものとする。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を防げた者
- (2) 不穩の行動をなす者

(入札の執行)

第15 入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ又は入札箱に投入させることにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出させることにより行う。ただし、契約担当者が承諾し、又は契約担当者の指示により書面で提出させる場合は、前項に定めるところによる。

3 代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札書の金額については、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第16 入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(無効の入札)

第17 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開 札)

第18 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者（電子入札システ

ムにより入札した者を除く。次項において同じ。)の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、入札参加者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣言したうえ、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 開札は、開札の場所において、入札参加者の氏名及び入札金額を読み上げて行うものとする。

(落札者の決定)

第19 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 3 低入札価格調査制度による入札にあっては、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者を対象として、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査のうえ、落札者を決定するものとする。
- 4 入札執行者は、落札者を決定したときは直ちに口頭、書面又は電子入札システムにより、その旨を落札者に通知しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第20 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。

- 2 前項の場合においては、初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとし、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札執行者は、電子入札システムによる抽選によりくじを行うものとする。

(再度の入札)

第21 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合において、再度の入札は原則として1回までとする。

- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第17第1号から第5号までの何れかに該当し、入札を無効とされた者
 - (2) 第17第10号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者
 - (3) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者
- 3 第12及び第13の規定は、再度の入札の場合に準用するものとする。

(不調時の取扱い)

第22 入札執行者は、再度入札によってもなお落札者がいないときは、入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行うこととする。

(契約保証金)

第23 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか小坂町財務規則で定める有価証券の提供をもって、代えることができる。

3 契約保証金は、契約者が契約を履行した後直ちに還付する。

4 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約書の提出)

第24 契約担当者は、契約書又は請書を作成する場合においては、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第25 入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は認めないものとする。

(入札結果等の公表)

第26 製造及び建設コンサルタント業務等の指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

(1) 公表の対象

請負対応額250万円以上の製造及び建設コンサルタント業務等とする。

(2) 公表の方法

入札調(様式第2号)を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表の場所

建設課内とする。

(4) 公表の時期及び期間

指名業者名並びに入札経緯及び最終入札結果については、契約を締結したときに遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から1年間とする。

2 建設工事については、発注の見通し、入札結果等を別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第 27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

(1) 入札に付するすべての建設工事

(2) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

2 前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名競争入札執行通知書に記載しなければならない。

3 第 1 項に定めるほか、入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めたときは、入札参加者に見積内訳明細書又は誓約書（様式第 3 号）の提出を求めることができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

小坂町長 様

住所

商号又は名称

印

代表者名

入 札 辞 退 届

次の工事（業務）について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）箇所

(様式第 2 号)

入 札 調		年 月 日 執行			
工 事 番 号	路線河川名	都 市 町 村 大 字 字			工 事 名
※ 1 予定価格	請 負 決 定 額		請 負 人 住 所		請 負 人 氏 名
入 札 人 氏 名	初 入 札		再 入 札		入 札 保 証 金
	金 額	摘 要	金 額	摘 要	
※ 2 入札参加 希望者数		※ 2 入札参加資格 確認者数		※ 2 入札参加 者数	

※ 請負対応額 1 3 0 万円を超える工事について記載すること。

※ 一般競争入札の場合に使用すること。

年 月 日

小坂町長 様

住所

商号又は名称

代表者名

誓 約 書

当社は、次の工事（業務）の入札にあたり、関係諸法令及び建設工事等指名競争入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。

なお、これに反したときは、入札を無効とされても異議ありません。

記

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）箇所